

J R 東海労ニュース

No.1054

2008年7月4日

J R 東海労働組合

組合員への誹謗中傷・名誉毀損は許さない! 組合員を「カルト以上のカルト集団の“信徒”」と非難!

(J R 東海ユニオン沼津運輸区分会掲示)

7月3日、東京高等裁判所で、J R 東海ユニオン沼津運輸区分会伊藤裕行分会長を名誉毀損で訴えていた「高山カルト掲示裁判」控訴審が開かれました。この裁判は、ユニオン掲示の内容が著しい誹謗中傷にあたることから、高山浩さん（沼津運輸区分会・本部執行委員）が損害賠償を請求し訴えていた裁判です。

傍聴には、静岡地本、新幹線地本から30名を超える仲間たちが結集しました。高山さんは、裁判所に陳述書を提出し御殿場線の運転士に「カルト以上のカルト集団の信徒」がいると、個人を特定して誹謗中傷した掲示は、著しい名誉毀損にあたることを強く訴えました。

弁論は今回で結審し、9月18日13時15分から判決となり



りました。繰り返されるユニオンからの極めて悪質な誹謗中傷を許さずさらに闘っていきましょう!

(傍聴に結集した仲間たち)

高山カルト掲示裁判控訴審、
悪質な誹謗中傷の実態を法廷で陳述!